

菅政権による学術会議任命拒否に対して抗議し、撤回を求める
拒否した 6 人に対しては謝罪の後、改めて任命をすべきである

2020 年 10 月 8 日

新医協（新日本医師協会）常任理事会

日本学術会議が新会員として 105 人を推薦したことに對して菅政権は理由も明らかにしないまま、任期開始の直前になってうち 6 人の任命を拒否しました。これまでの学術会議の歴史の中でただの一度もなかった前代未聞の暴挙ともいふべきものです。

日本学術会議は法律によってその独立性が保たれている「国の特別な機関」です。その会員はもともと 1983 年までは選挙制であったのであり、推薦に基づく総理大臣の任命制に移行する際には「任命は形式的なものであり、会から推薦された会員について拒否はしない」旨の答弁（1983 年 11 月 24 日の参議院文教委員会）をしています。今回の暴挙はこうした歴史的経過や慣例を一方向的に踏みにじったものです。日本国憲法第 23 条に示されている「学問の自由」を、そして「思想信条の自由」をないがしろにするものです。自主的な学術団体である新医協は、学術会議の独立性が侵され、憲法で保障された権利が蹂躪されたことに強い憤りを覚えざるをえません。

加藤勝信官房長官は 10 月 2 日の記者会見の中で 2018 年、安倍政権のときに内閣府と内閣法制局が協議し、「解釈を確認した」ことを明らかにしました。さらに内閣法制局によれば、9 月 2 日に口頭にて解釈内容を再確認したとも伝えています。このことは菅政権になって突然に行われたのではなく、安倍前政権の時から周到に準備されてきたことを意味します。安保法制、いわゆる戦争法をめぐっての国民的議論の只中であって政府に批判的な見解を表明した 6 人に対する任命拒否は、「安倍政権の継承」を唱える菅政権にとって必要欠くべからざるものであったものに違いありません。国民のいのちと健康を守るための研究活動と運動とを実践している私たち新医協の立場とは到底、相容れるものではありません。

今回の学術会議任命拒否に対して抗議し、撤回を求めるものです。また拒否した 6 人に対しては直ちに謝罪し、改めて任命すべきであることを新医協は強く要望します。